

au でんき  
（特別高圧、高圧）  
TypeE  
需給約款  
（EPM・KDDI）

2020年4月1日

株式会社エナリス・パワー・マーケティング  
KDDI 株式会社

## 需給約款目次

### I 総則

1. 適用.....	P. 5
2. 定義.....	P. 5
3. 単位および端数処理.....	P. 6
4. 実施細目等.....	P. 6

### II 契約について

5. 需給契約の申込み.....	P. 7
6. 需給契約の成立および契約期間.....	P. 7
7. 需要場所.....	P. 8
8. 需給契約の単位.....	P. 8
9. 供給の開始.....	P. 8
10. 供給の単位.....	P. 9
11. 承諾の限界および遵守事項.....	P. 9

### III 料金および契約種別

12. 料金.....	P. 9
13. 契約種別.....	P. 10
14. 特別高圧電力.....	P. 10
15. 高圧電力.....	P. 11
16. 予備電力.....	P. 11

### IV 料金の算定および支払い

17. 料金の適用開始の時期.....	P. 12
18. 料金の算定期間.....	P. 12
19. 使用電力量等の計量.....	P. 12
20. 料金の算定.....	P. 12
21. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法.....	P. 13
22. 延滞利息.....	P. 13

## V 使用および供給

23. 適正契約の保持等 .....	P. 14
24. 契約超過金 .....	P. 14
25. 力率の保持 .....	P. 14
26. 需要場所への立入りによる業務の実施 .....	P. 14
27. 電気の使用にともなうお客さまの協力 .....	P. 15
28. 接続供給の停止期間中の料金 .....	P. 15
29. 違約金 .....	P. 15
30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止 .....	P. 16
31. 損害賠償の免責 .....	P. 17
32. 設備の賠償 .....	P. 17

## VI 契約の変更および終了

33. 需給契約の変更 .....	P. 18
34. 名義および商号等の変更 .....	P. 18
35. 需給契約の廃止 .....	P. 19
36. 不可抗力による解約および廃止 .....	P. 19
37. 廃止違約金 .....	P. 20
38. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金の精算 .....	P. 20
39. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう工事費の精算 .....	P. 20
40. 解約等 .....	P. 20
41. 需給契約終了後の債権債務関係 .....	P. 21

## VII 工事および工事費の負担金

42. 供給方法および工事 .....	P. 21
43. 工事費負担金等相当額の申受け等 .....	P. 21

## VIII 保安

44. 保安の責任 .....	P. 22
45. 保安等に対するお客さまの協力 .....	P. 22

## IX その他

46. 約款の変更 .....	P. 22
47. 権利・義務の譲渡等の禁止 .....	P. 23
48. 準拠法 .....	P. 23

au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（2020年4月1日）

49.	管轄裁判所	P. 23
50.	守秘義務	P. 23
51.	反社会的勢力の排除	P. 24
52.	契約者等にかかわる情報の利用	P. 24
附	則	P. 25
別	表	P. 26

## I 総則

### 1. 適用

- (1) KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか（以下、「KDDI サービス」といいます。）を利用する場合で、株式会社エナリス・パワー・マーケティング（以下、「エナリス」といいます。）が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI がエナリスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この au でんき（特別高圧、高圧）TypeE 需給約款（EPM・KDDI）（以下、「この au でんき約款」といいます。）によります。なお、この au でんき約款および単価表に定めのない事項については、KDDI およびエナリスは関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）にしたがいます。
- (2) この au でんき約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。  
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部、沖縄県、離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）
- (3) 本約款のほか、この au でんき約款による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本約款の一部を構成するものとします。
- (4) 本約款と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

### 2. 定義

次の言葉は、この au でんき約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 特別高圧  
標準電圧 20,000 ボルト以上をいいます。
- (2) 高圧  
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (4) 最大需要電力  
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (5) 使用電力量  
お客さまが使用した電力量であり、当該一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。
- (6) 日負荷電力量  
お客さまが使用された電力量のうち、1日（0時～24時）に使用された総電力量をいいます。

(7) 需要場所

お客さまがエナリスから供給された接続供給にかかわる電気を使用する場所をいいます。

(8) 消費税相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

### 3. 単位および端数処理

この au でんき約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット（kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント（%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税相当額を加算して支払いを受ける場合、消費税相当額が課される金額および消費税相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

### 4. 実施細目等

- (1) この au でんき約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。
- (2) この au でんき約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。

## II 契約について

### 5. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認の上、予め供給条件に関して KDDI と協議いただいた上で、KDDI 所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に次の事項を記入し KDDI に提出することで、申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）を含みます。）、標準電圧、契約電力、業種、需給開始希望日、契約期間、基本料金単価、使用電力量料金単価、およびその他 KDDI が必要と定める事項

また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。

- (2) 供給設備の工事を要する場合、お客さまにおいて、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただいたうえで、前項にもとづき申込みをしていただきます。なお、この場合、申込みいただいた需給開始希望日にて供給が開始できないことがあります。
- (3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (4) この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金その他債務ついて、お客さまが KDDI の定める期日を経過してもなお支払われない場合等には、お客さま氏名、住所、支払状況等の情報を他小売電気事業者へエナリスが通知することがあります。

### 6. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、申込みを KDDI およびエナリスが「au でんき」需給開始のご案内」を発行することで申込みに関して承諾した日と料金の適用開始日のいずれか早い日に成立いたします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、KDDI およびエナリスは申込みを承諾しないことができるものとします。

イ お客さまが申込みに係る契約上の債務の支払いを怠るおそれがあると KDDI またはエナリスが判断した場合

ロ お客さまが申込み時に KDDI に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合

ハ その他前各号に準ずる場合で、KDDI またはエナリスが契約締結を適当でない

判断した場合

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 需給契約が成立した日から、需給開始日（9（供給の開始）(1)に定義する。）以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDIおよびエナリスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ ロにもとづき需給契約が継続される場合、KDDIおよびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDIおよびエナリスは、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、新たな需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）ならびにKDDIおよびエナリスの名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDIおよびエナリスは、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせ、その他の書面の交付を省略することができるものといたします。
- ニ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDI およびエナリスから需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は、期間満了により終了いたします。

## 7. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

## 8. 需給契約の単位

KDDI およびエナリスは、予備電力の利用を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して需給契約を締結します。

## 9. 供給の開始

- (1) KDDI およびエナリスがお客さまの需給契約の申込みを「au でんき」需給開始のご案内により承諾したときには、KDDI は、エナリスおよびお客さまと協議の上、電気の需給開始日を定め、エナリスは供給準備その他必要な手続きを経たのち、「au でんき」需給開始のご案内に記載の需給開始日から電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき事由により、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本料金の50%相当額をKDDI にお支払いいただきます。
- (3) KDDI は、天候、用地事情等やむをえない事由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、すみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客さまと協議の上、新たに電気の需給開始日を新たに定め、エナリスにおいて電気を供給いたします。



## 10. 供給の単位

エナリスは特別の事情がない限り、1 需要場所につき 1 供給電気方式 1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

## 11. 承諾の限界および遵守事項

(1) KDDI およびエナリスは、6（需給契約の成立および契約期間）(1)に定める場合のほか、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI が提供するサービスのお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDI またはエナリスの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。お客さまは、この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものといたします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること
- ロ 他人になりすましてエナリスまたは KDDI が提供する各種サービスを利用すること
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と反する申出を行うこと
- ニ KDDI またはエナリスが提供する各種サービスの運営を妨げること

## Ⅲ 料金および契約種別

### 12. 料金

- (1) この au でんき約款における、電気料金およびその請求等の条件については、KDDI が定めます。
- (2) KDDI は、料金単価（基本料金単価、電力量料金単価を含みます。以下同じです。）を決定するため、お客さまに、申込みに先立ち、予定される最大需要電力、契約電力、力率、年間の使用電力量、月間の使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他エナリスが電力供給をする上で必要となる情報を提出していただく場合があります。
- (3) 料金単価に関しては、(2)にもとづき提出いただいた情報をもとに、「au でんき」需給開始のご案内」のご案内にて定めさせていただきます。
- (4) みなし小売電気事業者の燃料費調整単価の算定基準となる基準燃料価格が変更される場合、KDDI は、電力量料金単価を補正いたします。
- (5) 料金は契約種別ごとの基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー

一発電促進賦課金の合計とします。基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、それぞれ下記の通り算出いたします。ただし、事前に KDDI およびエナリスとお客さまとの間で協議した内容と各使用電力量が著しく異なる場合は、別途、料金の変更等について協議させていただきます。

**【基本料金】**

基本料金単価 × 契約電力 × (185 - 力率 × 100) ÷ 100

※ある 1 月においてお客さまが電気をまったく使用しない場合（予備電力によって電気を使用的した場合を除きます。）、その 1 月における力率を 85 パーセントとみなし、上記算定式にもとづき算出された基本料金額に 2 分の 1 を乗じた額を当該 1 月の基本料金といたします。

**【電力量料金】**

電力量料金単価 × 使用電力量

**【燃料費調整額】**

燃料費調整単価 × 使用電力量

**【再生可能エネルギー発電促進賦課金】**

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量

- (6) 燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に関しては、別表にて定めます。

**13. 契約種別**

契約種別は、次のとおりといたします。また、種別ごとの詳細については、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により決定させていただきます。

契約種別	特別高圧電力	(業務用)
		(産業用)
	高圧電力	(業務用)
		(産業用)
予備電力		

**14. 特別高圧電力**

- (1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるものに適用いたします。

- (2) 契約電力

契約電力についてはお客さまからいただいた需給契約の申込内容にもとづいて、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者からの求めにより、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。

- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとし

ます。

## 15. 高圧電力

### (1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯、小型機器もしくは動力を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

### (2) 契約電力

契約電力は下記方法によって算出されるものとします。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合、電力使用月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

また、契約電力の最低値は 1 とします。

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合、負荷の実情に応じてお客さまと KDDI およびエナリスとの協議により定めます。ただし、当該一般送配電事業者からの求めにより、KDDI およびエナリスとお客さまとの協議により定めた内容が変更されることがあります。

### (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

## 16. 予備電力

### (1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

#### イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

#### ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

### (2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。

### (3) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、特別高圧または高圧電力に準ずるものといたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 17. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責と  
ならない事由によって需給が開始されない場合を除き、原則として「au でんき」需  
給開始のご案内」に記載された需給開始日から適用いたします。

### 18. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間等（以下、「計量期間  
等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消  
滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期  
間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたし  
ます。

### 19. 使用電力量等の計量

- (1) 料金の算定期間の使用電力量は、30分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、  
需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間  
等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。な  
お、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯毎に、  
30分毎の使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別  
の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間と  
いたします。）において合計した値とします。
- (2) KDDI およびエナリスは、当該一般送配電事業者より受領した検針の結果を、原則と  
して料金の請求書に記載することでお客さまにお知らせいたします。
- (3) 力率は、当該一般送配電事業者より受領した値を用います。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場  
合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めると  
ころにより、お客さまと KDDI およびエナリスとの協議によって定めます。

### 20. 料金の算定

- (1) KDDI は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した  
場合
  - ロ 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を再開し、  
もしくは停止した場合
- (2) 料金は、需給契約ごとにこの au でんき約款ならびに「au でんき」需給開始のご案内」  
に定めた料金単価を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにそ

の請求額を通知いたします。

- (3) (1) の各号のいずれかに該当する場合、次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表に定める算式により日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金は、別表に定める日割計算対象日数（以下、「日割計算対象日数」といいます。）の使用電力量に応じて算定いたします。
  - ハ 燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算対象日数の使用電力量に応じて算定いたします。
  - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (4) (1)の場合により日割計算をするときは日割計算対象日数には需給開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- (5) 当該一般送配電事業者からの検針もしくは計量の結果の受領が、電力広域的運営推進機関が定める規約で規定されている日程（原則として検針日から4営業日とされます）から大幅に遅延すると KDDI またはエナリスが認める場合、KDDI およびエナリスはお客さまと別途対応を協議するものとします。

## 21. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。
- イ 原則として当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日とし、託送約款等に定める計量期間等の終了日といたします。ただし、検針日もしくは計量日に検針もしくは計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針もしくは計量の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。
  - ロ 電気需給契約が消滅した場合は、当社が電気需給契約の消滅日以降に検針もしくは計量の結果等を受領した日といたします。
- (2) この au でんき約款ならびに申込書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客さまの料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等においてお支払いいただきます。
- (3) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがってお支払いいただきます。料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾を得て、KDDI の指定する支払期ごとにお支払いいただくことがあります。
- (4) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。

## 22. 延滞利息

- (1) お客さまは、料金等（これらにかかる消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、

365日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDIが指定する期日までにお支払いいただきます。

- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に、支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

## V 使用および供給

### 23. 適正契約の保持

お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、KDDI およびエナリスは需給契約を適正なものにすみやかに変更していただきます。

### 24. 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、KDDI およびエナリスの責となる事由による場合を除き、KDDI およびエナリスは、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその 1 月の力率により割引または割増したものの 1.5 倍に相当する金額を契約超過金としていただきます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日にお支払いいただきます。
- (3) 契約電力の超過にともない、エナリスが当該一般送配電事業者との間における託送約款等にもとづき支払うべき料金の額に変更が生じた場合、KDDI およびエナリスは、お客さまとの需給契約に定める料金を変更させていただきます。

### 25. 力率の保持

- (1) お客さまは、需要場所の負荷の力率を原則として 85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしなければならないものといたします。
- (2) お客さまはエナリスの求めに応じ、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉を行わなければならないことがあります。

### 26. 需要場所への立入りによる業務の実施

エナリスまたは当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- イ 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

- ロ 当該一般送配電事業者が保安業務を行う際の電気工作物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ニ 計量器の検針または計量値の確認
- ホ 当該一般送配電事業者が託送約款等の定めにしたがい供給の停止、再開、終了を行うにあたり必要な処置
- へ その他この au でんき約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備にかかわる保安の確認に必要な業務

## 27. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の各号のいずれかに定める原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物、電気機器その他に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）、お客さまは自己の費用負担において、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、当該一般送配電事業者がお客さまの費用負担において供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、当該一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めを遵守しなければならないものといたします。

(3) お客さまは、電気の供給の実施にともない、当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

(4) お客さまはエナリスまたは当該一般送配電事業者の求めに応じ、電気の供給の実施にともない、エナリス指定の様式（週間電気使用計画書）にしたがい、1週間毎の使用電力量の計画書を提出しなければならないことがあります。

## 28. 接続供給の停止期間中の料金

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止または再開した場合、当該停止期間中をお客さまが全く電気を使用しない期間と扱い 20（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

## 29. 違約金

- (1) お客様が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金としてお客様にお支払いいただきます。
- (2) (1)の支払いを免れた金額は、この au でんき約款ならびに申込書および変更申込書(33（需給契約の変更）に定義します。）に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) お客様が不正に電気を使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で KDDI が決定した期間をお客様が不正に電気を使用した期間といたします。
- (4) お客様の責となる事由により、契約期間満了前に KDDI がお客様との需給契約を解約した場合には、KDDI は違約金として以下の算定式により算出される金額をお客様よりいただきます。

[ 解約日の前月の契約電力 × 基本料金単価 × 契約期間の残余期間 × 1.5]

ただし、契約期間の残余期間の内 1 月に満たない月がある場合、当該月の残余期間については別表の算定にもとづき、日割計算いたします。

## 30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合には、KDDI は、次のように定める割引料金を、対象となる計量期間等の当月分または翌月分の料金から割引いたします。ただし、当該使用制限または中止の原因がお客様の責めとなる理由による場合は、当該使用制限または中止に関する割引を行いません。また、対象となる計量期間等にて契約期間が終了となる場合、対象となる計量期間等の料金を割引いたします。

### イ 割引の対象

当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した日における契約内容に応じ、12（料金）(5)に定める算式にしたがい算定された 1 月の基本料金といたします。

### ロ 割引率

契約電力が 500 キロワット以上の場合には 1 月中に当該一般送配電事業者により電気の使用が制限、または中止された延べ時間数（以下、「延べ時間数」といいます。）

1 時間ごとに 0.2 パーセント、契約電力が 500 キロワット未満の場合には 1 月中に当該一般送配電事業者により電気の使用が制限、または中止された延べ日数（以下、「延べ日数」といいます。）1 日ごとに 4 パーセントといたします。

### ハ 延べ時間数および延べ日数の計算

延べ時間数および延べ日数は、託送約款等にもとづき算定された値とします。

- (2) 当該一般送配電事業者が電気の使用を制限しまたは中止した期間に、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者がお客様にあらかじめお知らせして行う電気の使用の制限または中止の期間（以下、「除外対象期間」といいます。）が含まれる場合、除外対象期間 1 月につき 1 日を限って延べ時間数および延べ日



数に算入しません。なお、除外対象期間に1月に満たない端数がある場合、当該端数は1月と扱うものといたします。

### 31. 損害賠償の免責

- (1) KDDI およびエナリスの責となる事由により、お客さまとの協議によって定めた需給開始日を延期する場合、KDDI およびエナリスは、実際の需給開始日までの期間について、お客さまが当該一般送配電事業者等に支払った料金額と KDDI およびエナリスとの需給契約における料金額との差額を負担するものといたします。なお、この場合における、KDDI およびエナリスの責任は、かかる差額の負担に限られるものとします。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが KDDI およびエナリスの責めによらない場合であるときには、28.（接続供給の停止期間中の料金）にもとづく料金の算定および前条にもとづく割引を除き、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが 5（需給契約の申込み）(3) による措置を講じなかったことによって生じた損害については、KDDI およびエナリスはその賠償の責を負いません。
- (4) 40（解約等）の定めにしたがい需給契約が解約された場合、または期間満了によって需給契約が終了した場合には、その名目、事由の如何を問わず、KDDI およびエナリスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。
- (5) KDDI およびエナリスは、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責を負いません。ただし、KDDI およびエナリスの責となる事由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは KDDI およびエナリスが損害を受けた場合、または 36（不可抗力による解約および廃止）にしたがって需給契約が解約または廃止され、それにもなう損害を受けた場合、KDDI、エナリスおよびお客さまはその損害について賠償の責を負いません。
- (7) KDDI およびエナリスは、当該一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。

### 32. 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、KDDI およびエナリスが当該一般送配電事業者から賠償の責任を受けた場合は、KDDI は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の KDDI およびエナリスまたはそのグループ会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、KDDI は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。

## VI 契約の変更および終了

### 33. 需給契約の変更

- (1) 5（需給契約の申込み）(1)にて定められる契約事項は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが契約事項の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継させる場合を含みます。）を希望する場合は、KDDI およびエナリスとの協議のうえ、変更にもなう負担金額を定め、新しい契約内容への変更を行うことができるものといたします。
- (2) 前項にしたがい契約事項を変更する場合、お客さまは KDDI およびエナリスに対し、契約事項の変更にかかる KDDI およびエナリス所定の様式および内容の申込書（以下、「変更申込書」といいます。）を用いて申込みをするものとし、変更後の契約は KDDI およびエナリスがお客さまへ書面（電磁的方法を含みます。）により通知（以下、「変更通知」といいます。）することで当該申込みを承諾したときに成立します。当該変更後の需給契約の契約期間は、変更通知に別段の定めのない限り、変更通知に需給開始日として記載された日以降 1 年目の日までとし、その後の契約期間は 6（需給契約の成立および契約期間）(2) ロないしニにしたがうものとします。
- (3) (2)の場合、KDDI およびエナリスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、KDDI およびエナリスは、当該説明の際（当該変更の内容が法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合を除く。）、需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI およびエナリスは、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、KDDI およびエナリスは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

### 34. 名義および商号等の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの KDDI およびエナリスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受

け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を KDDI へ文書により申し出ていただきます。また、お客さまは次の事項に変更が生じた場合、速やかに KDDI に届け出るものといたします。

- イ 商号
- ロ 代表者
- ハ 所在地
- ニ 経営の主体（大株主の異動等を意味しますが、これに限りません。）

### 35. 需給契約の廃止

- (1) 需給契約は、6（需給契約の成立および契約期間）(2)二の場合、その期間満了をもって消滅いたします。
- (2) お客さまが 6（需給契約の成立および契約期間）(2)ニによらずこの au でんき約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止希望日を定めて、3ヶ月前までに KDDI に廃止申込書を用いて申込みをするものとします。
- (3) 需給契約は、36（不可抗力による解約および廃止）もしくは 40（解約等）の場合、または次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の廃止申込書に記載の廃止希望日に消滅いたします。
  - イ KDDI およびエナリスがお客さまの廃止通知を廃止希望期日の 3ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日から 3ヶ月後に需給契約が消滅するものといたします。
  - ロ KDDI およびエナリスまたは当該一般送配電事業者の責めとならない理由により廃止希望日に需給を終了させるための処置を行うことができない場合、需給契約は、需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
- (4) お客さまが、電気の使用を廃止しようとする理由が KDDI またはエナリス以外の小売電気事業者への需給契約の申込みである旨を、廃止希望日の 3ヶ月前までに、KDDI またはエナリスに提示された場合、KDDI またはエナリスは、お客さまに対し、お客さまに対する電力の供給条件を提示できるものとします。なお、お客さまは、当該提示内容に拘束されないものとします。
- (5) (2)の規定に反して、お客さまが KDDI に通知をせず、エナリス以外の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関もしくは当該一般送配電事業者から KDDI またはエナリスに需給契約終了の通知がされた場合、KDDI およびエナリスは、当該通知をもってお客さまの KDDI に対する廃止申込として取扱い、電力広域的運営推進機関または当該一般送配電事業者から KDDI およびエナリスに通知がされた終了期日を需給契約の終了日といたします。ただし、この場合であっても、29（違約金）(4)は適用されるものとします。なお、KDDI は、当該通知の内容についてお客さまに確認をする場合があります。
- (6) 40（解約等）によって、KDDI が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

### 36. 不可抗力による解約および廃止

お客さま、KDDI またはエナリスが、以下の各号のいずれかに定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは KDDI およびエナリスは、需給契約の一部または全部を解約または廃止することができるものといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

### 37. 廃止違約金

- (1) お客さまは、(2) または 36（不可抗力による解約および廃止）にもとづく解約および廃止の場合を除き、需給開始日（「au でんき」需給開始のご案内」または変更通知に需給開始日として記載された日のうちもっとも遅い日をいいます。以下本条において同じです。）から 1 年間は需給契約を廃止できないものといたします。ただし、お客さまは、35（需給契約の廃止）(2)の定めにしたがい申込みを行い、かつ KDDI に対し以下の算定式により算出される金額を支払うことにより、需給開始日から 1 年未満の場合でも需給契約を廃止することができるものといたします。

なお、以下の算定式において、契約期間の残余月数は別表に定める算式により日割計算をいたします。

[ 廃止申込日の前月の契約電力 × 1 月当たりの基本料金単価 × 契約期間の残余月数 ] + [ 需給開始日から廃止申込日の前の検針日の前日までの 1 日当たりの平均使用電力量 × 電力量料金単価（需給契約に定める金額のうち、最も高い料金単価） × 契約期間の残余日数 ]

- (2) お客さまが、需給開始日から 1 年経過後に、廃止希望日の 3 ヶ月前までに、KDDI に対し、廃止申込書による意思表示を行うことにより需給契約を廃止する場合、前項で定める金額の支払いは必要ないものとします。

### 38. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、エナリスが託送約款等にもとづき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。

### 39. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が終了する場合に、KDDI およびエナリスが託送約款等にもとづいて、当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものといたします。

### 40. 解約等

- (1) KDDI は、次の各号のいずれかに定める場合、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、KDDI はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
  - ロ お客さまが、料金の全部または一部を、支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ハ お客さまが他の需給契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または KDDI もしくはエナリスの提供する他のサービスの利用料金等の KDDI もしくはエナリスに対する債務を KDDI もしくはエナリスの定める支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ニ この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費用負担均等相当額その他この au でんき約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ホ 29（違約金）(1)に該当する場合
  - ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合
  - ト お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
  - チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じる恐れがあると KDDI が認めた場合
  - ル お客さまがその他この au でんき約款に反した場合
- (2) お客さまが 35（需給契約の廃止）(2)による通知をされないうえ、その需給場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

#### 41. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担金

#### 42. 供給方法および工事

当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

#### 43. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) エナリスが、当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気

の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、お客さまは KDDI に対し、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に支払うものとしたします。

- (2) エナリスが、当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合には、KDDI は、お客さまとの間で工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものとしたします。
- (3) 託送約款等にもとづき KDDI またはエナリスの負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

## Ⅷ 保安

### 44. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。

### 45. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまはすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
  - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、当該一般送配電事業者に事前に通知していただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当該一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上必要があるときには、当該一般送配電事業者は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。

## Ⅸ その他

### 46. 約款の変更

- (1) KDDI およびエナリスは、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等

の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりこの au でんき約款変更が必要な場合、その他 KDDI およびエナリスが必要と判断した場合には、この au でんき約款を変更することがあります。この場合、KDDI は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、変更の概要）を説明いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの au でんき約款によります。

- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合、KDDI は、あらかじめお客さまに変更の概要を説明し、変更された税率にもとづき、この au でんき約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (3) (1)または(2)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合を除く。）、KDDI は、この au でんき約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDI は、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合を除く。）、遅滞なく、この au でんき約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに KDDI およびエナリスの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない場合、KDDI は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

#### 47. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による KDDI およびエナリスの承諾を得た場合を除き、需給契約に関する権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものといたします。

#### 48. 準拠法

この au でんき約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 49. 管轄裁判所

KDDI およびお客さまの間に生じたこの au でんき約款に関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。

#### 50. 守秘義務

お客さまならびに KDDI およびエナリスは、需給契約（需給契約に付随された附則ま

たは覚書がある場合、それを含みこの au でんき約款の内容を除く）の存在および内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものといたします。ただし、需給契約の履行に関連して当該一般送配電事業者が開示が必要な情報、および法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものといたします。

## 51. 反社会的勢力の排除

- (1) KDDI およびエナリスは、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに需給契約を解約することができるものとします。
- イ 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）である場合、また反社会的勢力であった場合、または反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められる場合
  - ロ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスに対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
  - ハ KDDI またはエナリスに対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
  - ニ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスの名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
  - ホ 自らまたは第三者を利用して、KDDI またはエナリスの業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合
- (2) KDDI およびエナリスは、前項により需給契約を解約した場合には、お客さまに損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものといたします。
- (3) お客さまが(1)の各号のいずれかに該当した場合、KDDI およびエナリスは、これにより被った損害の賠償をお客さまに対して請求できるものといたします。

## 52. 契約者等にかかわる情報の利用

KDDI が適法かつ公正な手段により取得した個人情報、KDDI が公表するプライバシーポリシーにしたがって適正に取り扱うものとします。

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>



## 附 則

### 1. この au でんき約款の実施期日

- (1) この au でんき約款は、2020年4月1日より実施いたします。
- (2) (1)の定めにかかわらず、2018年9月1日の前日までにお申込みされた需給契約には、別表 2.燃料費調整および、「au でんき」需給開始のご案内」または変更通知にて別段の定めのある事項を除き、2018年9月1日付変更により改定される前のこの au でんき約款が適用されるものとします。

### 2. 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なる電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同意にするために原則として 3 パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

## 別 表

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金と合わせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまからKDDIおよびエナリスにその旨を申し出たいただいた場合には、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

### 2. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、 $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値は当該一般送配電事業者により異なる次の表によって定められる値とします。また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10

円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

ただし、当該一般送配電事業者が四国電力株式会社である場合に限り、平均燃料価格の上限は39,000円とします。なお、各平均燃料価格算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

一般送配電事業者	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$	基準燃料価格
北海道電力株式会社	0.4699	0.0000	0.7879	37,200
東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400
東京電力パワーグリッド株式会社	0.1970	0.4435	0.2512	44,200
中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900
北陸電力株式会社	0.2303	0.0000	1.1441	21,900
関西電力株式会社	0.0140	0.3483	0.7227	27,100
中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000
四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000
九州電力株式会社1	0.0053	0.1861	1.0757	27,400
九州電力株式会社2	1.0000	0.0000	0.0000	52,500

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値とします。なお、基準燃料価格は当該一般送配電事業者により異なる(1)によって定められる値とし、その単位は1銭とします。また、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

### (2) 基準単価

基準単価は、当該一般送配電事業者により異なる、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の表の通りとします。また、基準価格の単位は1銭とします。

一般送配電事業者		特別高圧	高圧
北海道電力株式会社	1キロワット時につき	18.4	18.9
東北電力株式会社	1キロワット時につき	20.6	21.3
東京電力パワーグリッド株式会社	1キロワット時につき	22.1	22.4
中部電力株式会社	1キロワット時につき	22.0	22.3
北陸電力株式会社	1キロワット時につき	15.0	15.2
関西電力株式会社	1キロワット時につき	15.6	15.8

	き		
中国電力株式会社	1キロワット時につき	22.7	23.4
四国電力株式会社	1キロワット時につき	18.3	18.8
九州電力株式会社 1	1キロワット時につき	12.8	13.0
九州電力株式会社 2	1キロワット時につき	0.3	0.3

- (3) 燃料費調整単価および基準単価はみなし小売電気事業者の料金改訂が行われる場合、変更となることがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者が九州電力株式会社の場合、燃料費調整額は九州電力株式会社 1（九州電力の 2019 年 4 月以降の燃料費調整相当）と九州電力株式会社 2（九州電力の 2019 年 4 月以降の離島ユニバーサル調整相当）のそれぞれで算定された燃料費調整単価の合計に使用電力量を乗じて得た金額とします。

### 3. 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割計算する場合の日割計算の基本算式は次の通りとします。

$$1 \text{ ヲ月の該当料金} \quad \times \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう日割計算対象日数は、次の通りとします。
- イ 電気の供給を開始した場合  
電気の需給開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- ロ 電気需給契約が消滅した場合  
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次の通りとします。
- イ 電気の供給を開始した場合  
電気の需給開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- ロ 電気需給契約が消滅した場合  
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。
- (5) 需給契約について料金変更がされた場合、(1)の日割計算対象日数は、料金変更までの期間および料金変更後の期間の日数とします。この場合、料金変更までの期間には料金変更日を含まず、料金変更後の期間には料金変更日を含むものとします。